

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 16 条 (略) (通勤手当) 第 17 条 (略) 2 (1) (略) (2) 前項第 2 号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>6 万 6,400 円</u>を超えない範囲内で理事長が定める額</p> <p>第 18 条～第 26 条 (略)</p> <p>(期末手当) 第 26 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 126.25</u>を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第 29 条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100 分の 106.25</u>を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当の不支給) 第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 63 条第 1 項第 1 号の規定による懲戒解雇を受けた職員 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 21 条第 2 項第 2 号に該当したことにより解雇した職員 (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差止を受けた者(当該差止を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止)</p>	<p>第 1 条～第 16 条 (略) (通勤手当) 第 17 条 (略) 2 (1) (略) (2) 前項第 2 号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>3 万 1,600 円</u>を超えない範囲内で理事長が定める額</p> <p>第 18 条～第 25 条 (略)</p> <p>(期末手当) 第 26 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u>を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第 29 条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100 分の 105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当の不支給) 第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 63 条第 1 項第 1 号の規定による懲戒解雇を受けた職員 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 21 条第 2 項第 2 号に該当したことにより解雇した職員 (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差止を受けた者(当該差止を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の一時差止)</p>	<p>・交通用具利用者の通勤手当の引き上げを行うための改正</p> <p>・期末手当の支給月数の改定を行うための改正</p> <p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p>



新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行日並びに規程施行日（以下これらを「法施行日」という。）前に禁錮以上の刑に処せられた者（拘禁刑に処せられた者に係る法令の規定により、法施行日以後に、禁錮以上の刑に処せられた者とみなされた者を含む。）に係るこの規程による改正後の第 27 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者を拘禁刑に処せられた者とみなす。</u></p> <p><u>3 法施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の第 28 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び同条第 3 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。</u></p>	<p>(略)</p>	